

## 『西川において簡易代執行を実施します』

平成27年1月27日

国土交通省

遠賀川河川事務所

遠賀川河口域における不法係留船対策につきましては、平成23年2月に「遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書」策定し、その後、平成23年度から第1期重点的撤去区域の対策を開始し、今年度6月迄に第3期重点的撤去区域までの船が全て撤去されました。

また、これまで5回にわたり「遠賀川河口域利用対策協議会」を開催し、平成26年8月に開催した第5回協議会を経て、9月19日に「第4期重点的撤去区域（その1）」を設定・公示し、10月1日から対策を開始しました。

ここまで進めてきた対策の結果、不法係留船は遠賀川河口域全体で、平成26年9月現在312隻が確認されており、前年同期に比べ約100隻が減少しました。対策開始前（平成22年9月）と比べると、450隻以上減少しております。

今回、第4期重点的撤去区域（その1）において、簡易代執行に係る監督処分を別紙参考資料のとおり、平成27年1月21日に公告しましたので、お知らせします。

不法係留船のうち、過失無く所有者が確知出来ず（所有者が不明）かつ、船舶としての機能を有し、盗難届等が提出されていない船舶については、下記期限までに撤去されない場合、又は船舶所有者が名乗り出ない場合は、下記のとおり簡易代執行としまして強制撤去を実施します。

### 記

- 1.監督処分の公告日：平成27年1月21日（水）（別紙参考資料参照）
- 2.所有者による自主撤去期限：平成27年2月21日（土）
- 3.河川管理者による撤去作業  
（簡易代執行）実施予定日：平成27年2月23日～3月6日のいずれか1日
- 4.撤去した船の保管場所：西川左岸2k000付近（別紙参考資料参照）

#### 【同時発表記者クラブ】

北九州地区記者クラブ  
直方地区記者クラブ  
（資料持ち込み）

#### 【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所 技術副所長 平松 英樹  
占有調整課長 小田 誠揮  
TEL 0949-22-1830(代表)  
FAX 0949-23-3487(占有調整課)

～ 参 考 ～

① 遠賀川河口域利用対策協議会とは

平成10年度に発出された、国土交通省 河川局長（現在：水管理・国土保全局長）通達「計画的な不法係留船対策の促進について」を踏まえ、行政手続きに則り設置された協議会。メンバーは、学識経験者・地元自治体代表・警察・河川管理者（国・県）で構成されている。

この協議会からの助言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を推進することとしている。

－開催経緯－

第1回	平成22年9月16日	第2回	平成23年1月26日
第3回	平成24年2月17日	第4回	平成25年1月23日
第5回	平成26年8月8日		

② 遠賀川下流部利用者会議とは

上記で設けられた遠賀川河口域利用対策協議会には、地元住民や水面利用者が含まれないことから、地域の意見を聴く仕組みとして、遠賀川下流部利用者会議を設置。

－開催経緯－

第1回	平成22年11月25日	第2回	平成23年12月15日
第3回	平成24年11月29日	第4回	平成26年6月20日

③ 重点的撤去区域とは

①記載の通達に示された考え方で、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、重点的に船舶の係留規制（強制撤去等）をしていく区域のことで、遠賀川河口域では5期に分かれており、順次拡大していくこととしています。

平成26年9月に設定・公示した重点的撤去区域は、現在係留されている船舶数と受け皿となる周辺保管施設等の空き状況等を考慮し、第4期重点的撤去区域を分割し、約100隻が対象となる上流から500mの区間を「第4期重点的撤去区域（その1）」として設定する事を協議会等で承認され決定しました。

なお、河川区域に船舶を係留するには、河川法（24条・26条）の許可を得る必要があります。しかし、遠賀川河口域では、治水面・環境面から基本的に船舶係留を許可しておりません。（「遠賀川河口域利用対策協議会」において不法係留船対策に資すると認められた陸上保管施設は除く）

④ 簡易代執行について

重点的撤去区域では、船舶の係留規制（強制撤去等）が徹底されるため、所有者不明の船舶についても、河川法第77条に基づき、除却（撤去）指示を船舶係留箇所に一定期間掲示し、自主撤去等がされない場合は、同法第75条の規定に基づく監督処分公告（今回の手続き）を相当の期間を定めて行い、その間自主撤去等がされない場合は、簡易代執行として河川管理者による強制撤去を行います。

なお、撤去した船舶は、撤去した日から6ヶ月間保管し、それまでに所有者に返還できない場合は、所有権が河川管理者に帰属し、売払等により処分します。

# ○参考資料

## 1. 公告文書

国九整水第五四号

# 公 告

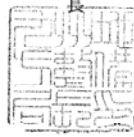
一級河川遠賀川水系西川に放置されている左記の船舶は、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十四条の規定に違反しているので、当該船舶の所有者及び使用者は平成二十七年二月二日までに撤去して下さい。

なお、この期限までに所有者及び使用者が撤去しない場合は、本職が命じた者が撤去し、これに要した費用は当該船舶の所有者から徴収します。

河川法第七十五条第三項の規定により公告します。

平成二十七年一月二日

河川管理者  
国土交通省九州地方整備局長

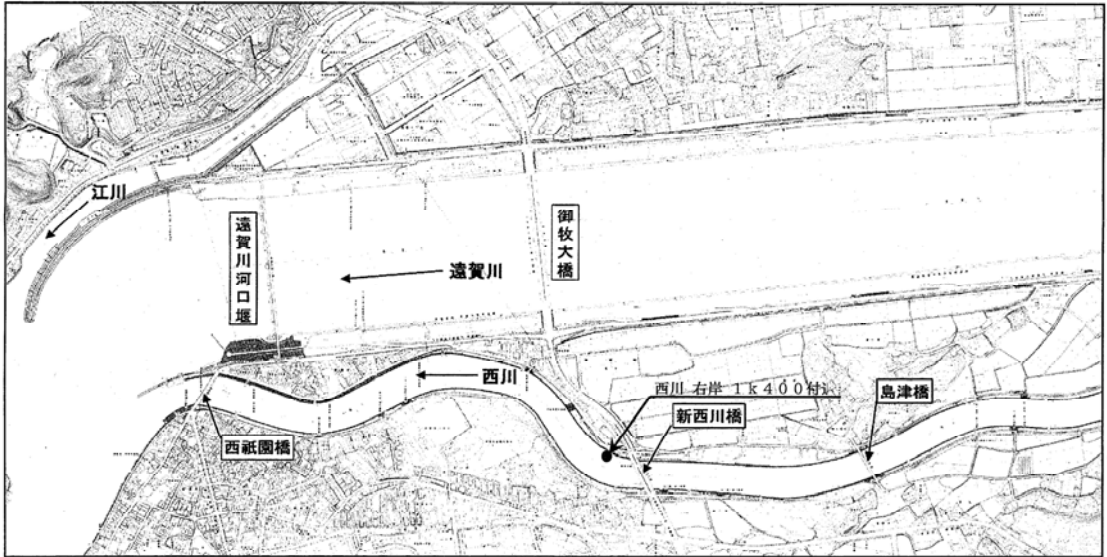


放置物件の種類	所 在 地
船 船	福岡県遠賀郡遠賀町大字島津字柿ヶ尻八六九番一地先 (遠賀川水系西川右岸1k400付近)

連絡先 国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課  
福岡県直方市溝堀一丁目一番一号 電話0949(22)1830

### 位 置 図

福岡県遠賀郡遠賀町大字島津字柿ヶ尻八六九番一地先（西川 右岸 1k400付近）

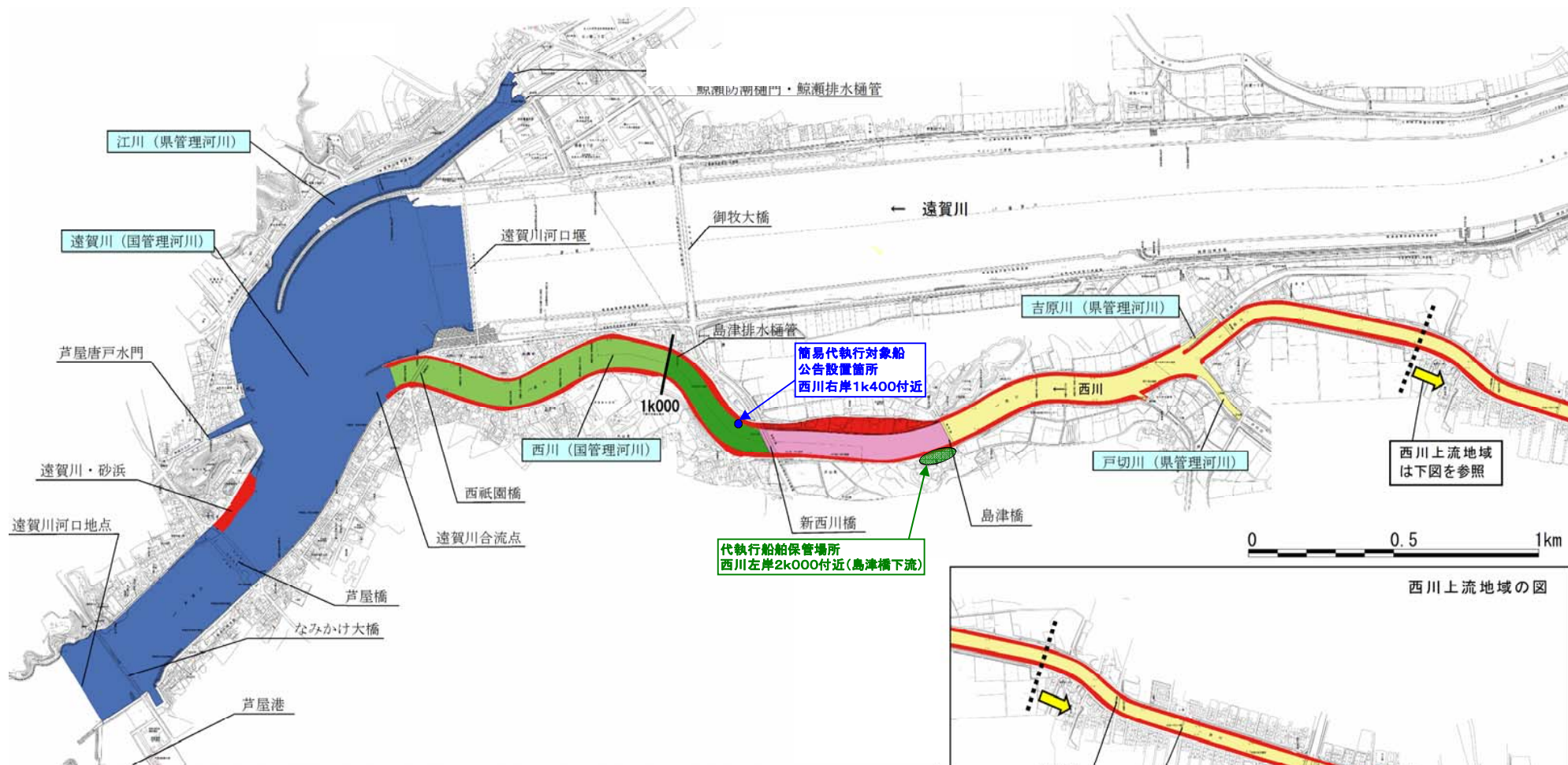


2. 簡易代執行対象船

- 西川右岸 1 k 4 0 0 付近



### 3. 全体位置図



重点的撤去区域

凡例	期	対策開始時期 (開始年月)	区 域
■	第1期	平成23年6月対策開始	西川 高水敷 (両岸・遠賀川合流点～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 遠賀川 砂浜 (右岸)
■	第2期	平成24年4月対策開始	西川 (島津橋下流端～鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 吉原川 (西川合流点～道管橋下流端まで) 戸切川 (西川合流点～若松橋下流端まで)
■	第3期	平成25年4月対策開始	西川 (新西川橋下流端～島津橋下流端まで)
■	第4期 (その1)	平成26年10月対策開始 (今回の設定)	西川 (距離標1k000～新西川橋下流端まで)
■	第4期 (その2)	平成27年度下半期以降対策開始予定	西川 (遠賀川合流点～距離標1k000まで)
■	第5期	平成28年度下半期以降対策開始予定	遠賀川 (遠賀川河口～遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで) 江川 (遠賀川合流点～鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水樋管・江川橋 各下流端まで)

